

7 税の減免・料金の割引

1 自動車税・軽自動車税（種別割・環境性能割）の減免

障がい者が運転、あるいはその家族（同一世帯の方）や介護者が障がい者の通学、通院、通所、通勤等のために運転する自家用車については、1人につき1台の自動車（軽自動車等も含む）、税金が減免となります（減免は申請が必要です）。

① 自動車税・軽自動車税（種別割）の減免

○：該当

対象者 ※	障がい別	等級別						本人運転・家族・介護者運転					
		1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	5	6
	視覚障がい	○	○	○	○	○							
	聴覚障がい		○	○									
	平衡機能障がい			○			○						
	音声（喉頭摘出）機能障がい			○									
	上肢機能障がい	○	○										
	下肢機能障がい	○	○	○	○	○	○						
	体幹機能障がい	○	○	○			○						
る進乳 運動性脳 機能障 がい	上肢機能障がい (一上肢のみの運動機能障がいを除く)	○	○										
	移動機能障がい	○	○	○	○	○	○						
	心臓機能障がい じん臓機能障がい 呼吸器機能障がい ぼうこう又は直腸の機能障がい 小腸の機能障がい	○		○									
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい 肝臓機能障がい	○	○	○									
	知的障がい	療育手帳 A											
	精神障がい	精神障害者保健福祉手帳1級でかつ自立支援医療の受給者証（精神通院に限る）の交付を受けている者 注）普通自動車の場合は、手帳保持のみで可（1級）											

※2つ以上の重複障がいがあり総合等級となっている場合は、各障がいの個別等級により判断

【車の所有者について】

車の所有（納税義務者）は、障がい者本人でなければなりません。

ただし、身体障がい者が年齢18歳未満、知的障がい者、精神障がい者の場合は、家族が所有する（納税義務者である）車でも減免可能です。そうでない場合は、3月末日までに車検証の名義を本人に変更し、翌年度の自動車税から減免申請を行ってください。なお、年齢18歳未満を要件として家族所有により減免を受けた方については、満18歳になった翌年度以降最初に到来する車検証の有効期限までに、本人の所有にする必要があります。

【年度の途中で名義変更により車を取得した場合】

名義変更により車を取得した場合、自動車税については、その年度は課税されないため、減免できません（4月1日現在の所有者等が納税義務者になります）。

【申請手続きについて】

◆普通自動車の場合

- ・新規に自動車を取得した場合（名義変更を除く）

	申請日	減免額	申請書提出先
1	車を登録するとき（登録日）	全額	石川県税務課分室
2	登録日以後、当該年度の2月末日まで	申請日の翌月 から月割で計算した額	小松県税事務所

- ・4月1日現在で既に自動車を所有している場合

	区分	申請日	減免額	申請書提出先
1	3月31日現在	自動車税納期限内（5月末）	全額	小松県税事務所
2	減免要件に該当	納期限後から当該年度の2月末日まで	申請日の翌月 から月割で計算した額	
3	4月1日以後に 減免要件に該当	減免要件該当当日から当該年度の2月末日まで	全額	

◆軽自動車の場合

	申請日	減免額	申請書提出先
新規の 場合	軽自動車税納税通知書が届いてから5月31日までの期間（ただし、期間内に申請できない事情等がある場合は、お早めに市税務課窓口までご連絡下さい）。		
継続の 場合	毎年4月に「お知らせ」が届きますので、変更がないか確認下さい。 ・変更ありの場合は、5月31日までに手続き必要 ・変更なしの場合は、手続き不要	全額	小松市税務課

種類	申請に必要な書類
本人運転	①納税通知書 ※ ②身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、(戦傷病者手帳) ③運転免許証 ④減免申請書(申請書提出先にあります) ⑤マイナンバー★ ⑥車検証(障がい者本人の名義のもの)
家族運転 (同一世帯)	①～⑥(ただし運転免許証は運転される方のもの) ⑦世帯全員の住民票(続柄記載のもの)※ ⑧自動車使用目的証明書(次のいずれかに該当することの証明書 様式有) <ul style="list-style-type: none"> ア 通学(園) 証明書・・・学校(園)長の証明 イ 通院証明書・・・・・・医師(はり、灸、マッサージ師等不可)の証明 (疾病名、病状、通院回数等の記載により継続的な通院が認められるもの) ウ 通所(通勤) 証明書・・所長(雇用主)の証明 (通学(園)・通所には、児童福祉施設等に入所している者が月2回以上帰宅する際の送迎を含む) エ 生業証明書・・・・・・民生委員・町会長等の証明
介護者運転 (別世帯)	①～⑥(ただし運転免許証は運転される方のもの) ⑦介護者の住民票※ <u>介護者運転の場合、②の手帳に常時介護者として氏名等の証明があること。</u> <u>この証明については、小松市ふれあい福祉課にて行いますので申請をして下さい。</u> 『常時介護者運転の証明に必要なもの』 <ul style="list-style-type: none"> 1 運行計画書 2 証明書(通院先等) 3 誓約書 4 介護者の運転免許証 5 車検証(障がい者本人の名義のもの)

介護者運転…障がい者のみで構成される世帯で、別世帯のものが継続して少なくとも1年以上、週3日以上通学等のため運転を行っているか、行う見込のもの。

【提出書類】 ※印について、軽自動車の場合は必要ありません。

★印について、普通自動車の場合は必要ありません。

注) ⑦を申請日の前に取得する場合は、申請日前2か月以内のものであれば有効になります。

2か月以上前に取得した証明は、取り直しになります。ご注意下さい。

② 自動車税・軽自動車税（環境性能割）の減免

自動車（軽自動車を含む）を取得する場合、一定の評価額以上であれば中古車でも課税されますので、車を登録するときに減免申請を行ってください。

対象者	自動車税・軽自動車税（種別割）の減免と同じ
必要なもの	自動車税・軽自動車税（種別割）の減免と同じ
申請期限	車を登録するとき（登録の日）

【お問い合わせ先】

① 普通自動車（種別割）、環境性能割について		
石川県税務課	金沢市鞍月1丁目1番地	076-225-1273
石川県税務課分室	金沢市直江東1丁目2番地 石川県自動車会館内	076-239-3631
石川県税務課分室	小松市園町ハ108番地1	0761-23-1713
② 軽自動車（種別割）について		
小松市税務課	小松市小馬出町91番地	0761-24-8029

※税環境性能割につきましては、軽自動車の場合でも上記①のいずれかまでお問い合わせ下さい。



2 各種税金控除

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持っている方は、次のような措置が設けられています。

① 所得税・住民税の障がい者控除

対象者	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳保持者 (一定の要件に該当する方)
手続き方法	給与所得者の場合は年末調整時に、それ以外の人は確定申告の時に手帳を 提示してください。
問い合わせ先 小松税務署 22-1171 小松市税務課 24-8030	

② 相続税の税額控除

対象者	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳保持者 (一定の要件に該当する方)
問い合わせ先 小松税務署 22-1171	

③ 少額貯金の非課税制度

対象者	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳保持者 (一定の要件に該当する方)
対象となるもの	郵便貯金、銀行預金、公社債の限度額までの利子
問い合わせ先 各金融機関	

(参考) 所得税・住民税の医療費控除

対象者	下記の医療費を支払った方
対象となるもの	診療費、医薬品購入費、寝たきりの方のおむつ費用、ストマ用装具費用 ホームヘルパー・入浴車の派遣費用などの医療費 (おむつ費用、ストマ用装具費用については医師の証明必要) ※医療費の助成制度や健康保険の高額療養費制度などにより、払い戻しを受けた金額は対象となりません。
問い合わせ先 小松税務署 22-1171 小松市税務課 24-8030	

3 乗り物運賃の割引

① バス運賃の割引

対象者	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳保持者		
内容	区分	割引率	
	第1種障がい者（介護者と共に乗車）	5割（介護者共）	
備考	距離に制限はありません。手帳を係員に呈示して割引を受けてください（定期券の割引もあります）。割引制度の有無は各バス会社に確認ください。		
問い合わせ先	各バス会社営業所		

② JR運賃の割引

対象者	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳保持者			
内容	区分	種類	割引率	取扱い区間
	第1種障がい者（介護者と共に乗車）	普通乗車券 定期券 回数券 普通急行券	5割 (介護者共)	全線
手続き方法	第1種及び第2種障がい者の単独乗車	普通乗車券	5割 (本人のみ)	100kmを超えるもの
問い合わせ先	JR西日本お客様センター 0570-00-2486			

③ IRいしかわ鉄道運賃の割引

対象者	身体障害者手帳、療育手帳保持者、精神障害者福祉手帳1級		
内 容	区分	種類	割引率
	第1種障がい者 精神障がい者1級 (介護者と共に乗車)	普通乗車券 定期券 回数券	5割 (介護者共)
	第2種障がい者 精神障がい者2・3級	普通乗車券 回数券	5割 (本人のみ)
		定期券	5割 (本人のみ又は 12歳未満の本人+介護者)
手続き方法	手帳を窓口で呈示し、割引を受けてください。		
問い合わせ先	IRいしかわ鉄道株式会社 0570-055-521		

④ タクシー料金の割引

対象者	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳保持者
内 容	手帳を呈示すれば10%が割引されます。
備 考	福祉タクシー利用券の交付者は同時に利用できます。 割引制度の有無は各タクシー会社に確認ください。
問い合わせ先	各タクシー会社営業所

⑤ 航空運賃の割引

対象者	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳保持者
内 容	本人・介護者(満12歳以上で介護能力のある人)1名それぞれに割引 ※介護者は障がい者と同時に同一区間を旅行する場合。
対象となるもの	満12歳以上の障がい者が国内航空便を利用するときの運賃
手続き方法	<ul style="list-style-type: none"> ・手帳を航空券販売窓口に必ず呈示 ・障がい者単独または介護者とともに搭乗する場合に適用。介護者とともに搭乗する場合は、旅行開始前に同一搭乗区間の航空券を同時に購入
問い合わせ先	各航空会社営業所

4 有料道路の割引

身体障がい者・知的障がい者または前者の障がい者の親族等が所有する車で、本人自ら運転する場合、または身体障害者手帳第1種若しくは療育手帳Aをお持ちの方が乗車し、介護者が運転する場合は**有料道路通行料金が半額**になります。

対象者	本人運転 身体障害者手帳保持者 介護者運転 第1種障がい者 ※療育手帳保持者についてはAの方のみ。
対象自動車の範囲	自家用車で個人名義のもの(他要件あり) ※レンタカー、タクシー、軽トラック、借用自動車、車検・修理時の代車等は割引の対象外です。
手続き方法	ふれあい福祉課で手帳に証明を受けて下さい。 一度の申請で最大2年間有効です。 有効期限が切れる2か月前から更新の手続きをすることができます。
手続きに必要なもの	① 身体障害者手帳または療育手帳 ② 車検証（車を登録する場合のみ。登録できる車は 1人1台 に限る） ※令和5年1月4日以降に車検をうけた場合は自動車検査証記録事項も必要 ③ 運転免許証（障がい者本人が運転する場合のみ） ETCを利用して割引を受けたい方はさらに④⑤⑥が必要です。 ④ 定形郵便物（封書）分切手 ⑤ ETC車載器セットアップ申込書・証明書等 ⑥ ETCカード（原則 障がい者本人名義 に限る）
申込み先	ふれあい福祉課 福祉総合担当 24-8052



5 NHK放送受信料の減免

対象者	手帳	全額免除	半額免除
	身体障がい者	世帯全員が市町村民税非課税	視覚・聴覚障がい者の方が世帯主かつ受信契約者 身体障害者手帳1、2級の方が世帯主かつ受信契約者
	知的障がい者	世帯全員が市町村民税非課税	療育手帳Aの方が世帯主かつ受信契約者
	精神障がい者	世帯全員が市町村民税非課税	精神障害者保健福祉手帳1級の方が世帯主かつ受信契約者
手続き方法	障害者手帳と印鑑を持参し、福祉事務所（ふれあい福祉課）で証明を受け、NHK金沢放送局へ申請		
備考	防衛省の減免と併用できます。 「全額免除」は世帯分離をした家族と住居及び生計をともにしている場合、その方々の市町村民税も非課税であることが必要です。		
申込み先	〒920-8644 金沢市広岡3丁目2-10 NHK金沢放送局営業部 076-264-7010		

6 「104」電話番号無料「ふれあい案内」

電話帳の使用が困難な方に、無料で電話番号を案内します。利用には事前に登録が必要です。

対象者	視覚障がい1～6級、聴覚障がい2、3、4、6級、音声言語障がい3、4級 肢体不自由(上肢、体幹、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい) 1、2級 療育手帳保持者 精神障害者保健福祉手帳保持者
	問い合わせ先 NTT 午前9時～午後5時まで（土、日、祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く） 0120-104174

7 点字郵便の料金無料

対象者	視覚障がい者
内容	点字郵便物(点字のみを掲げたものを内容とするもの)で封筒を半開封とし左上部に「点字用郵便」と表示したものは、3kgまで郵便料が無料扱いとなります。
問い合わせ先	小松郵便局 0570-943-848

8 携帯電話基本料金等の割引

対象者	手帳保持者
問い合わせ先	NTT ドコモ・ソフトバンク・au等 詳しくは各社へお問い合わせください。

9 入場料の割引

各種施設利用において、手帳を提示すれば、割引されるところがあります。

小松市内で割引を受けることができる施設では、障がい者手帳アプリ「ミライロ ID」をご利用いただけます。詳しくはミライロ ID のホームページまたは小松市役所ふれあい福祉課（24-8052）またはスマートシティ推進課（24-8048）へご確認ください。

対象となっている主な施設

施設名	対象者	割引額
小松サン・アビリティーズ	小松市内の身体障害者手帳 精神障害者保健福祉手帳 または療育手帳保持者	本人無料
小松市スポーツ施設	小松市内の身体障害者手帳 精神障害者保健福祉手帳 または療育手帳保持者	本人減免あり 詳細は各施設にご確認ください
小松市文化施設	身体障害者手帳 精神障害者保健福祉手帳 療育手帳保持者	各施設にご確認ください
サイエンスヒルズこまつ ひととものづくり科学館	身体障害者手帳 精神障害者保健福祉手帳 療育手帳保持者	本人のみ観覧料2割引
のとじま水族館 いしかわ動物園 ふれあい昆虫館 辰口丘陵公園温水プール	身体障害者手帳1～3級 精神障害者保健福祉手帳1～2級 または療育手帳A保持者	本人無料 介助者1名無料
	身体障害者手帳4～6級 精神障害者保健福祉手帳3級 または療育手帳B保持者	本人無料
兼六園		本人無料 介助者1名無料
県立美術館		本人無料 介助者1名無料
県立歴史博物館		本人無料 介助者1名無料
白山ろく民俗資料館		本人無料 介助者1名無料
健民海浜プール		210円に割引
県立スポーツ施設等		無料（介助者については各施設にご確認ください）
変更のある場合がありますので、必ず各施設へご確認ください。		